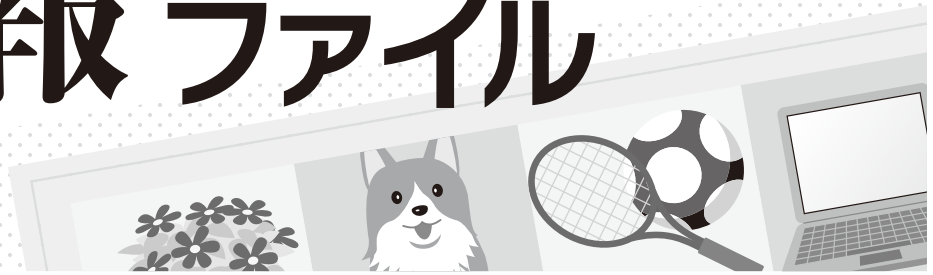


情報ファイル

information file



税・国保

軽自動車の名義変更と 廃車の届出はお早めに

毎年3月は、軽自動車の名義変更や廃車の届出が集中し、窓口が大変混雑します。名義変更や廃車の届出はできる限り3月中旬ごろまでに済ませてください。

名義変更・廃車などの手続きについては、軽自動車検査協会のホームページで確認できます。

軽自動車検査協会ホームページ
http://www.keikenkyo.or.jp
問合せ先
軽自動車検査協会愛知主管事務所三河支所
☎0565-51-2555

国民健康保険税 第8期納期限は 2月29日(水)です

納期限内に納めていただかないと、国民健康保険事業の運営に支障をきたすこととなります。かならず納期限内に納めましょ。

国保税を納めるには口座振替が便利で安心です。

申込用紙は、金融機関が市民窓口グループにあります。通帳と通帳に使用している印鑑を持参し手続きをしてください。

なお、口座振替をご利用の方は、残高をご確認ください。

問合せ先

困市民窓口グループ
☎521-1111 (内線261・262)

非自発的失業者の 国保税軽減制度

倒産・解雇、雇い止めなどの非自発的な理由で離職をされた方の国民健康保険(国保)税を軽減する制度があります。

対象 平成21年3月31日〜平成24年3月30日に離職し、雇用保険の特定受給資格者(倒産・解雇など)または特定理由離職者(雇い止めなど)で失業等給付を受ける方

※雇用保険受給資格者証の離職理由欄に次のコードが記載されている方が、特定受給資格者・特定理由離職者となります。(別表参照)

軽減内容 国保税の算定基礎となる前年の給与所得を、100分の30とみなして計算します。

軽減期間

①平成21年3月31日〜平成22年3月30日の離職：平成22年度(平成22年4月〜平成23年3月)分

②平成22年3月31日〜平成24年3月30日の離職：離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで
(例)平成23年3月31日に離職した場合、平成23年度(平成23年4月〜平成24年3月)分および平成24年度(平成24年4月〜平成25年3月)分の2年度分が対象となります。

注意

軽減期間は、雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。

〈別表〉

受給資格	離職理由コード			
特定受給資格者	11 31	12 32	21	22
特定理由離職者	23	33	34	

中部国際空港・三河安城駅へは 便利な路線バスをご利用下さい

広告

*三河高浜駅前(西口)発時刻

中部国際空港行き 6:11 6:51 9:11 10:16 12:41
13:41 15:31 16:41 19:21

—— 中部国際空港までの所用時間(最速)39分 ——

三河安城駅前行き 9:01 11:31 12:26 14:21 15:26
(△は南安城駅行き) 17:56 19:41 △21:11 △22:21

*高浜神明前 発時刻

・中部国際空港行きは、三河高浜駅前発の5分前
・三河安城駅前行きは、三河高浜駅前発の5分後

知多乗合(株)
☎0569-21-5234

問合せ先

困市民窓口グループ
☎521-1111 (内線261・262)



ります。国保に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど国保を脱退すると終了します。

手続きに必要なもの 保険証、雇用保険受給資格者証(ハ口ワークで交付されたもの)

困市民窓口グループ
☎521-1111 (内線261・262)